

## 第4回乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会

日時：令和3年4月15日（木）午後6時30分～午後8時30分

場所：区役所第2庁舎4階 区議会大会議室

### 〈次 第〉

- 1 挨拶等
- 2 「(仮称)指針・基本方針(素案たたき台)」について
- 3 「乳幼児期の教育・保育において大切にしたいポイント・実践の視点～保育の質の向上と評価の面から～」について(宮崎委員)
- 4 意見交換
- 5 その他

#### 【配付資料】

- 【資料 1】「乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会設置要綱」
- 【資料 2】「乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会名簿」
- 【資料 3】「(仮称)指針・基本方針の考え方」
- 【資料 4】「(仮称)指針・基本方針(素案たたき台)」
- 【資料 5】「乳幼児期の教育・保育において大切にしたいポイント・実践の視点～保育の質の向上と評価の面から～」  
〈宮崎委員提供〉
- 【資料 6】「ワークショップ案内」  
その課題〈篠原委員提供〉  
第3回議事録

## 乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会設置要綱

令和2年11月13日

2世教幼第152号

## (目的及び設置)

第1条 「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」に基づき、公私立、幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園・保育所等」という。）の枠を超え、世田谷区がめざす質の高い乳幼児期の教育・保育の実践に向けて検討を行うため乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 世田谷区がめざす質の高い乳幼児期の教育・保育の実践に向けた指針の作成及び公私立、幼稚園・保育所等の枠を超えた共有化に関すること
- (2) 乳幼児教育支援センターにおける乳幼児期の教育・保育の質の向上及び公私立、幼稚園・保育所等の枠組みを超えた連携の促進に向けた取組みに関すること
- (3) 認定こども園の新設、私立認可保育園から認定こども園への移行など、認定こども園のあり方に関すること
- (4) その他必要と認める事項

## (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に委員長1人を置く。委員長は教育政策部長とする。

3 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (部会)

第5条 委員会は、専門的事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

## (秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務等を処理する事務局は教育政策部乳幼児教育・保育支援課及び保育部保育課が共同で担う。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

学識経験者
私立幼稚園協会代表
私立保育園園長会代表
私立認定こども園代表
区立幼稚園園長会代表
区立保育園園長会代表
区立小学校長会代表
子ども・若者部長
保育部長
教育総務部長
教育政策部長
子ども・若者部子ども育成推進課長
保育部保育課長
保育部保育運営・整備支援課長
教育政策部乳幼児教育・保育支援課長
教育政策部新教育センター整備担当課長
教育政策部教育指導課長
教育政策部教育研究・研修課長

## 乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会名簿

学識経験者（聖徳大学大学院講師）	しのはら たかこ 篠原 孝子
学識経験者（玉川大学教授）	みやざき ゆたか 宮崎 豊
学識経験者（白梅学園大学名誉教授）	むとう たかし 無藤 隆
学識経験者（高知学園短期大学教授）	やました ふみひと 山下 文一
世田谷区私立幼稚園協会 代表 春光幼稚園 園長	おおくぼ ちず 大久保 千寿
世田谷区民間保育園連盟 代表 鎌田のびやか園 園長	さかた あきら 坂田 朗
私立認定こども園代表 社会福祉法人尚徳福祉会理事長 (認定こども園世田谷ベアーズ)	たにもと かなめ 谷本 要
世田谷区立幼稚園園長会 代表 砧幼稚園 園長	かんだ みつこ 神田 光子
世田谷区立保育園園長会 代表 船橋東保育園 園長	からき だ えみ 柄木田 えみ
世田谷区立小学校長会 代表 千歳台小学校 校長	てらむら たかひこ 寺村 尚彦
子ども・若者部長	やなぎさわ じゅん 柳澤 純
保育部長	わだ やすこ 和田 康子
教育総務部長	ちく たかゆき 知久 孝之
教育監兼教育政策部長	あらい あきひこ 粟井 明彦
子ども・若者部子ども育成推進課長	やまもと くみこ 山本 久美子
保育部保育課長	おおさわ まさふみ 大澤 正文
保育部保育運営・整備支援課長	しが たかこ 志賀 孝子
教育委員会事務局教育政策部乳幼児教育・保育支援課長	ほんだ ひろあき 本田 博昭
教育委員会事務局教育政策部新教育センター整備担当課長	きたむら まさふみ 北村 正文
教育委員会事務局教育政策部教育指導課長	もうり もとかず 毛利 元一
教育委員会事務局教育政策部教育研究・研修課長	すみだ としい 隅田 登志意

## (仮称) 指針・基本方針の考え方

### 1 目 的

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「要領・保育指針等」という）や世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン（以下「幼保ビジョン」という。）などを踏まえ、「(仮称) 指針・基本方針」を作成し、施設種別に関わりなく共有すべき「乳幼児期の教育・保育において大切にしたいポイント」や「実践の視点」を示します。

「乳幼児期の教育・保育において大切にしたいポイント」や「実践の視点」を共有することにより、区内の公私立幼稚園・保育所等における共通認識の醸成を図り、保育者の資質向上や質の高い教育・保育に向けた実践、振り返りや評価等の充実をめざし、子どもたちが、これからの社会を生き抜く力の基礎を身につけることができる質の高い教育・保育を受けられるよう、施設種別を超えて実践を充実させる環境の構築を図ります。

### 2 対 象

区内の公私立幼稚園・保育所・認定こども園等の管理者・保育者

### 3 活用方法

- 「(仮称) 指針・基本方針」を示し、共有化に取り組むことにより、公私立、幼稚園・保育所等の枠を超えた共通認識の醸成と連携の促進を図ります。
- 区内の各幼稚園・保育所等において、要領・保育指針等を踏まえながらそれぞれの理念に基づき、特色を生かした乳幼児期の教育・保育に取り組むにあたり、
  - ・ 日々の教育・保育の実践
  - ・ 教育・保育の質の向上に向けた振り返り、評価
  - ・ 園内研修を含む教育・保育に係る研修や公開保育の協議
  - ・ 全体的な計画の作成やカリキュラムマネジメントの実施などを行う際に、教育・保育の基本的な方向性・スタンスを確認し、実践や振り返り・指導や保育内容等の自己評価の視点として活用することが考えられます。
- 区として、教育・保育の質の向上に向けての検討や、各園への支援を行うにあたっての視点として活用します。

## 4 仕様（現時点での想定）

教育・保育の実践の現場で使い易いサイズ・分量にしたいと考えています。

- サイズ：A4判※1
- 頁数：20～30頁程度※2
- 印刷：カラー印刷
- その他：イラスト、写真等を活用し分かり易く、見易くする。

※ 1 必要に応じて A5 判にすることも検討

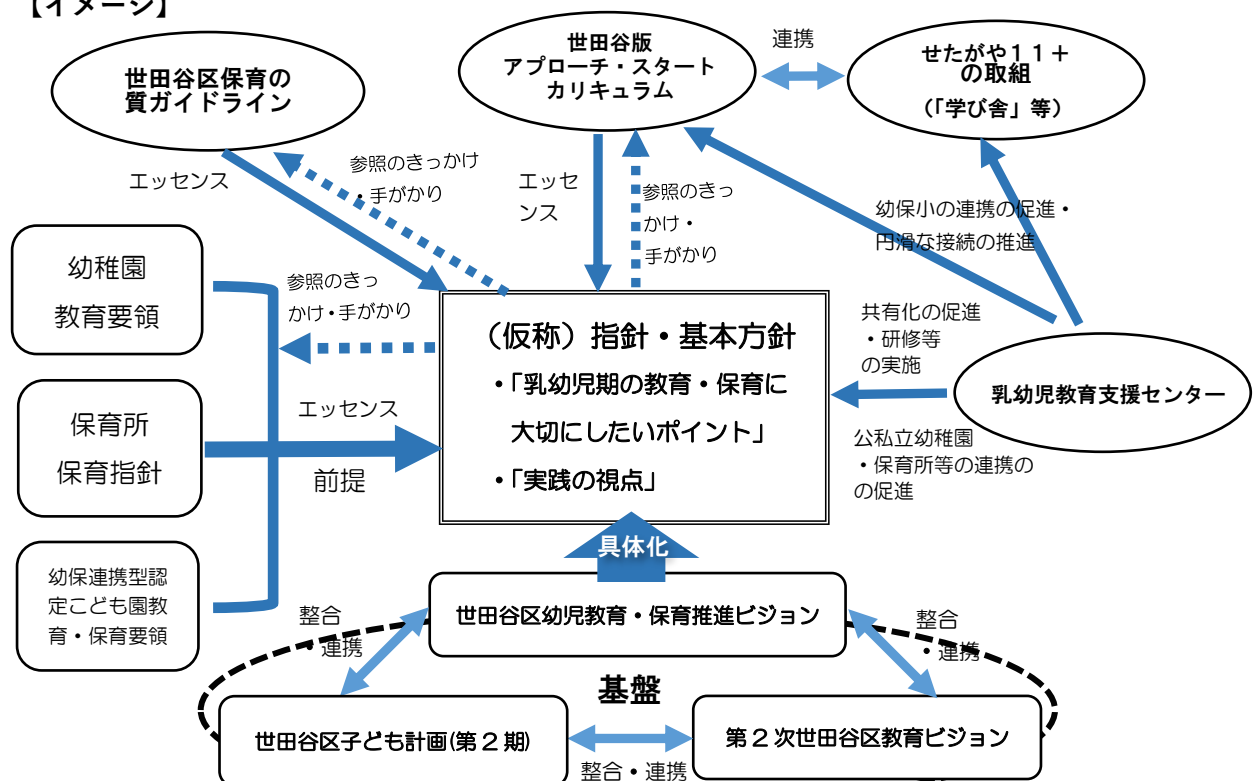
※ 2 頁数については、掲載内容により増減

また、事例の紹介等については、後日別冊として作成することも検討

## 5 位置づけ

「（仮称）指針・基本方針」は、要領・保育指針等を踏まえ、そのエッセンスを世田谷区の乳幼児期の教育・保育の現場における実践や振り返り・評価の充実に向けての視点等としてわかりやすく示すことで、要領・保育指針等や「世田谷区保育の質ガイドライン」、「世田谷版アプローチ・スタートカリキュラム」などを参照するきっかけや手がかりとしての役割を担うことも想定しています。

### 【イメージ】



令和 3 年 4 月 1 5 日

**「(仮称) 指針・基本方針」【素案たたき台】****はじめに**

- 平成 30 年度新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領が施行され、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまで育ってほしい姿」が示された
- 世田谷区では、平成 26 年 3 月に世田谷らしい質の高い教育・保育を推進するため、「第 2 次世田谷区教育ビジョン」を策定
- 平成 27 年 3 月、「子どもがいきいきわくわく育つまち」をめざす「世田谷区子ども計画(第 2 期)」を策定するとともに、「子どもを中心とした保育」を実践するため「世田谷保育の質ガイドライン」を策定
- 平成 29 年 7 月「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」を策定し、「乳幼児期に育む力」を掲げ、子どもたちが、生活や遊びの中で、「生きる力」の基礎を身に付けることを目標に教育・保育を展開
- 令和 2 年度から「せたがや 1 1 +」を進め、幼稚園・保育所等から小・中学校まで連続した教育・保育の仕組みづくりに取り組むとともに、子どもたちが主体的に課題等を解決していく「探究的な遊びと学び」の実現を図っている
- 令和 3 年 12 月、開設予定の教育総合センターに、乳幼児期の教育・保育の推進拠点として「乳幼児教育支援センター機能」を整備予定
- 区内には、約 300 以上の公私立幼稚園・保育所等があり、それらの連携・協働を促進し、子どもたちが、これからの社会を生き抜く力の基礎を身に付けることができる質の高い教育・保育を受けられるよう、施設種別を超えて実践を充実させる環境づくりが求められている
- 区としては、これらを踏まえ、区内の幼稚園・保育所等が教育・保育の実践とその振り返りや評価にあたり、施設種別を超えて、共有すべき基本的な方向性・スタンスや視点を示すため「(仮称)指針・基本方針」を作成することとした
- 「(仮称)指針・基本方針」は、区内の幼稚園・保育所等において、共通する「乳幼児期に大切にしたいポイント」や「実践の視点」等を示し、共通認識の醸成を図り、各施設における保育者の資質向上や質の高い教育・保育に向けた実践、振り返りや評価、改善、研修等の充実をめざす

## 1 乳幼児期の教育・保育で大切にしたいポイント

### 子どもを権利の主体（一人の人間）としてとらえる

- 児童の権利に関する条約などを踏まえ、子どもが一人の人間であり、独自の存在としての権利を有する
- 子ども一人ひとりの人格を尊重した教育・保育の実践が求められる
- 子どもの人権に配慮し、子どもの最善の利益を考慮して教育・保育を実践するには、保育者一人ひとりの人間性や倫理観、職務及び責任の自覚が基盤となる

### 子ども一人ひとりに対する理解を基盤とする

- 子ども一人ひとりを理解し、応答的に保育をしていくこと中で、子どものよさや可能性を捉えていくことが大切
- 子ども一人ひとりと触れ合いながら、その思いや考えなど心の動きや心身両面の育ちを理解し、遊びや生活の中での子どもの姿の変容を捉えることが基本
- 子どもの理解にあたっては、保育者自身の枠組みや視点の自覚すること、子どもと保育者の関係の中で理解すること、子どもを多面的に理解していくことが必要。また、子どもがどのように育ってきたのか、これからどのように育とうとしているか、長期的な視点からの理解も重要。

### 環境を通した教育・保育

- 子どもは、乳児期からその生活において、安心感を基盤に、自ら興味を持って主体的に環境にかかわることを通して、人への信頼感を育み、学び、成長
- 乳幼児期の教育・保育は、この時期の子どもの特性を踏まえ、環境を通して行うことが基本
- 子どもの自発的な活動としての遊びを通して総合的な援助・指導を中心とし、子ども一人ひとりの発達の特性に応じたものとなることが重要

### 育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力（「育みたい資質・能力」）は、子どもの自発的な活動としての遊びを中心とした教育・保育の中で、一人ひとりの発達の特性に応じて、一体的に育むことが重要
- 「育みたい資質・能力」が育まれている5歳児後半の姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、発達の方向性を示すもの。それを意識しながら、子どもたちの「生きる力」の基礎を育めるような教育・保育の環境づくり、主体的で対話的で深い学びにつながる経験を積み重ねられる実践に取り組むことが大切
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を乳幼児教育保育関係者間で共有し、質の高い乳幼児期の教育・保育を実践していくとともに、これを手掛かりに、小



学校教育との円滑な接続を図っていくことが重要

#### 保育者の主体性の発揮

- 乳幼児期における教育・保育は子どもと保育者の関係の中で行われることから、子どもだけでなく、保育者も教育・保育の主体
- 保育者自身の思いや願いが、子どもの主体性をさらに伸ばすものとなるよう配慮しながら、子どもの経験が豊かなものとなるよう、環境を構成していくことが大切
- 教師や保育士だけではなく、調理員など園の様々な職種の職員が共通の認識のもと、協働して教育・保育を実践していくことが重要
- 子どもの資質・能力を高めるためには、一人ひとりへの丁寧な関わりが重要である。保育者は、環境との出会いの中で子どもが自発的に始めた遊びを見守るとともに、必要に応じて一緒に準備をしたり、一緒に考えたりするなどの援助を行うことを通じ、子どもたち自身が遊びを発展させる中で、様々な経験を重ね、達成感を味わえるようにしていくことが大切

## 2 実践の視点（例）

《発達のプロセスをとらえる視点》

実践の前提となる「発達のプロセスをとらえる視点」について、  
1～2ページ位で記載のイメージ

### 【記載内容のイメージ】

- 子どもが過ごす環境はそれぞれの気質・能力・発達プロセスの違いにより複雑かつ不確定
- 愛着関係から安定した関係が育ち、外への探索へと広がる
- 子どもは他人から学ぶ（観察学習、聞いて学ぶ、考えて学ぶなど）
- 遊びについて（柔軟に違うやり方、仮定、調べること、ガイド付きの遊びなど）
- 子どもの発達と学び
- 幼児期における仲間集団の役割（乳児期、幼児期前半、幼児期後半）
- 社会情動的発達について
- など

※0歳児、1・2歳児、3歳以上児の保育について、「育みたい力」と「大切にしたい経験の例」を記載することとしてはどうか。（現時点では、要領・指針等に基づき、例示すべきと考えられる「要素」を中心とした記載）

## 低年齢児の保育（0歳児の保育、1・2歳児の保育（満3歳児の保育含む））

### 【0歳児】

◎ 愛情豊かな、受容的・応答的な関わりを基本としたうえで

#### ≪0歳児の保育で育みたい力≫

- 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤
- 受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤
- 身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤

#### ≪0歳児の保育で大切にしたい経験≫（例）

- 心地よい関わり・環境の中で、生理的欲求が満たされ、食べることを楽しみ、生活のリズムの感覚が芽生える（心身の安定）
- 自ら体を動かし、様々に周囲に働きかける（身体）
- 表情、発声、体の動きなどで自身の思いを表し、十分に受け止めてもらう中でやり取りを楽しむ（人との関わり）
- 興味関心に応じ、身近なものと関わる中で諸感覚を十分に働かせて遊ぶ（ものとの関わり）

など

### 【1・2歳児の保育】

◎ 子どもの生活の安定を図り、自分でしようとする気持ちを尊重し愛情豊かな、受容的・応答的な関わりを基本としたうえで

#### ≪1・2歳児の保育で育みたい力≫

- 健康な心と体を育て、自ら意欲的に生活をする力
- 身近な人々と親しみ、一緒に生活し、いろいろなことを自分でしてみようとする気持ちを育て、人と関わろうとする力
- 周囲の様々なものや事柄などに興味や関心をもって関わり、それらに親しみ、を生活に取り入れていこうとする力
- 感じたことや経験したことなどを自分なりの言葉で伝えようしたり、相手の話しに関心をもって聞こうとしたりする意欲を育て、言葉を楽しむ感覚や言葉で表現しようとする力
- 周囲の様々な環境とのかかわりを通じて、自分の気持ちに気づき、感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、心の中のイメージを豊かにし、自分らしく表現する力

《1・2歳児の保育で大切にしたい経験》（例）

- 欲求を満たし、安定感を持って生活する中で、自分でいろいろなことをやってみようとするを通じた、食事や午睡、遊びなど園での生活のリズムが形成され、生活習慣が徐々に身についていく
- 全身を様々に使う遊びや指先を使った遊びなどを楽しむ。
- 身近な人と心地よい関わりをもちながら、周囲の子どもに興味を持ち、関わり方を身につけていくとともに、決まりや生活の仕方を意識するようになっていく
- 行動範囲の広がりにとともに、探索活動や身近なものを使うことなどを存分にを行い、発見・感動をする中で、いろいろなものや事柄などへの興味・親しみをもつ
- 身近な人の言葉を理解し、絵本などを楽しむことなどを通じ、自分から言葉を使おうとし、やり取りや挨拶などを楽しむ。
- 遊びや生活の中で、身体の諸感覚を働かせて様々なものの感触や性質、自分の体の動きなどを楽しむとともに、自分の気持ちや興味・関心、イメージなどについて、自分なりに表そうとする

など

### 3歳以上児の教育・保育

◎一人ひとりの子どもの情緒の安定を支え、個の成長と集団としての活動の充実を図ることを基本としたうえで

《3歳以上児の保育で育みたい力》

- 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力
- 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力
- 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力
- 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力
- 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力、豊かな創造性

《3歳以上歳児の保育で大切にしたい経験》（例）

- 思い切り体を動かす気持ちよさを感じながら、充実感を持って遊び生活する中で、様々な体の動かし方を身に着けていき、健康な生活のリズムや生活の仕方を身に着ける
- 友達と場や物、イメージの共有や互いの気持ちの共感などを通して、一緒に遊ぶ楽しさ、友達のよさを感じながら、葛藤を乗り越え、やり遂げる喜びを味わう
- 身近な出来事や地域の生活に興味や関心を持ち、自分の生活や遊びに取り入れようとする

- 生活の中でのものの色や形などに関心を持ち、作ったり試したりすることなどを通じて仕組みに気づいたり、数や量、文字などに興味を持ち使ってみようとする
- 身近な自然や生き物などへの興味・関心を持ち、変化などに気づいたり、不思議さを感じたりする
- 安心して自分の気持ちや経験などを表し、相手の話を聞こうとする中で、言葉を交わす楽しさを味わう
- 生活の中で必要な言葉を知るとともに、言葉の楽しさや美しさを感じながら、友達と思いや考えを伝え合い、相談しながら遊びや生活を進める
- 気に入ったこと、興味や関心を持ったことに没頭し、夢中になって遊び込んだり、自分なりの表現を楽しみ表現する喜びを味わったりする

など

#### 環境の構成

- 子どもとの信頼関係、情緒の安定、子どもとともに、よりよい環境をつくる
- 乳幼児期にふさわしい生活、発達に必要な体験、計画的に環境を構成
- 環境とは保育者や子ども含めた子どもの周りのすべて
- 子ども一人ひとりの発達の特性に応じた環境の構成の工夫
- 常に環境を考え、再構成していく

#### 特別な配慮を必要とする子どもの教育・保育

- 全ての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合う場である
- 子ども一人ひとりの特性や様々な発達上の課題など、適切に配慮する必要
- 子どもたちが共に過ごす経験は、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の基盤になる
- 障害のある子ども：集団の中で全体的な発達、関係機関との連携、指導内容や指導方法の工夫
- 医療的ケアが必要な子ども：子どもの特性に応じた体制の整備、関係機関と協議、保護者の十分な理解
- 外国につながりがある子ども：子どもや家庭の多様性を認識、子ども同士がお互いを尊重する心の育成、現在の環境への適応を支えることとともに将来的なアイデンティティ形成も考慮

#### 教育・保育の計画と評価及びカリキュラムマネジメント

- 各園は、全体的な計画等に基づき、カリキュラムマネジメントを実践
- 全体的な計画に基づいて、長期の指導計画と短期の指導計画を、子どもの実態に基づいて作成
- 教育・保育の評価は「子どもにとってどうだったのか」という視点から実施
- また、継続可能で、効果的な取り組みとなる工夫をしていくことが大切
- 保護者との子どもの育ちの共有を、教育・保育の評価に活用することも有効

- 園長だけではなく担任を含めたすべての保育者が、チームとして行う教育・保育のあり方

#### 幼児教育と小学校教育との接続

- 乳幼児期から義務教育終了までの育ちを見通した教育・保育
- 幼児期の教育・保育と、小学校教育が円滑に接続し、学びの連続性を確保
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、5歳児後半の子どもの育ちをとらえる視点の明確化
- 小学校の教師と連携して幼児教育と小学校教育の学び方の特徴やよさなどについての相互理解、認識の共有、双方のカリキュラム改善等を通じて、子どもの学びと生活、そして保護者をつないでいくことの重要性
- 園内・校内研修に互いに参加、合同の研究会の実施などにより、地域の関係者間の交流・相互理解を促進

#### 家庭との連携

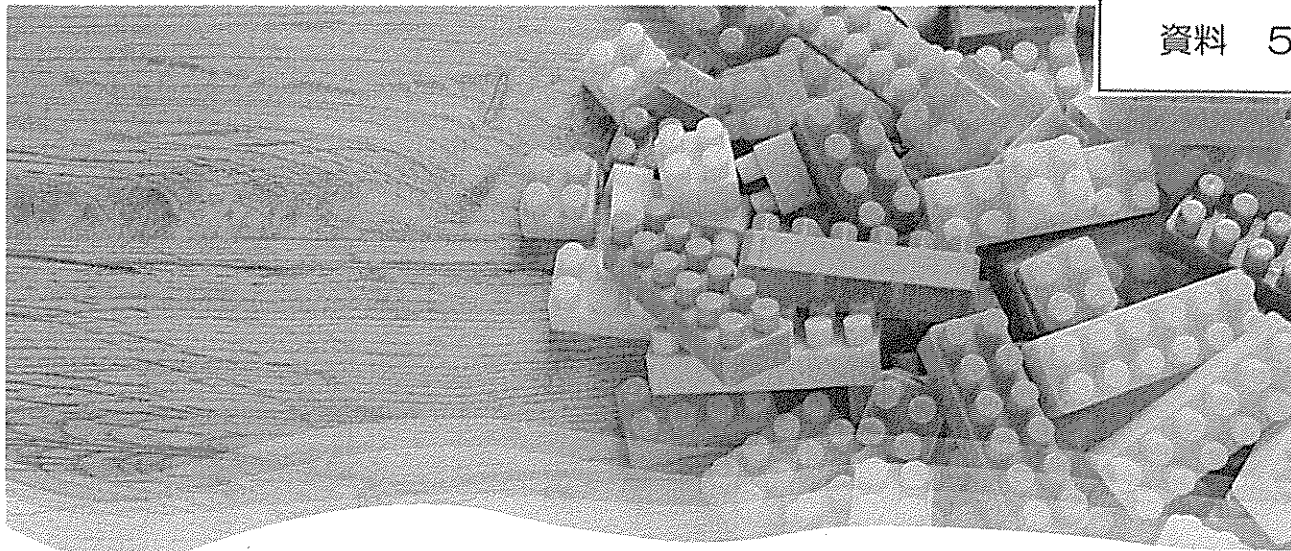
- 家庭と連携して、子どもの生活に理解を深める。その際、遊びの中で豊かな育ちがあることを具体的に伝えながら、園と保護者とのつながりを確保
- 乳幼児教育・保育施設の専門性を生かした子育ての支援

#### 地域に開かれた教育・保育

- 地域の様々な人との関わりの中で教育・保育活動が充実、地域の理解や支援を得ることが重要

#### 教育・保育の質向上の取組みの充実

- (仮称)指針・基本方針で示すポイントや視点について、共通認識の醸成、各園の保育者の資質向上、実践、振り返りや評価、研修等の充実
- 地域の関係者が、互いに保育を見合う場や対話の機会を持ち、つながりを深め、地域全体での教育・保育の質を向上
- 区は、乳幼児教育支援センターを起点とした研修や園内研修等の支援などの実施



世田谷区 第4回乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会

2021/04/15

乳幼児期の教育・保育において大切にしたいポイントと実践の視点  
 — 保育の質の向上と評価の面から —

玉川大学 宮崎 豊

## 世田谷区における 「幼児教育・保育の質」の多様さ

### ・世田谷区の就学前教育機関・保育施設

→ 急速な拡大・増加に伴い、  
 様々な形態があり、質にも格差がある。

● 保育者個人・施設全体で自己評価しつつ、  
 課題を見つめ、「保育の質」に向きあっている

開設した  
 ばかりの  
 機関・施設

「保育の質」の  
 さらなる向上を目指す

長年の実績や  
 園の文化がある  
 機関・施設

新たな視点としての  
 「保育の質」  
 を確認する必要がある

● 日々の営みに精一杯である  
 ● 「保育の質」の課題とは  
 何かが見えない

● 理念に基づく蓄積された  
 保育内容、方法、園文化や方法があり、  
 「保育の質」の課題が問いにくい





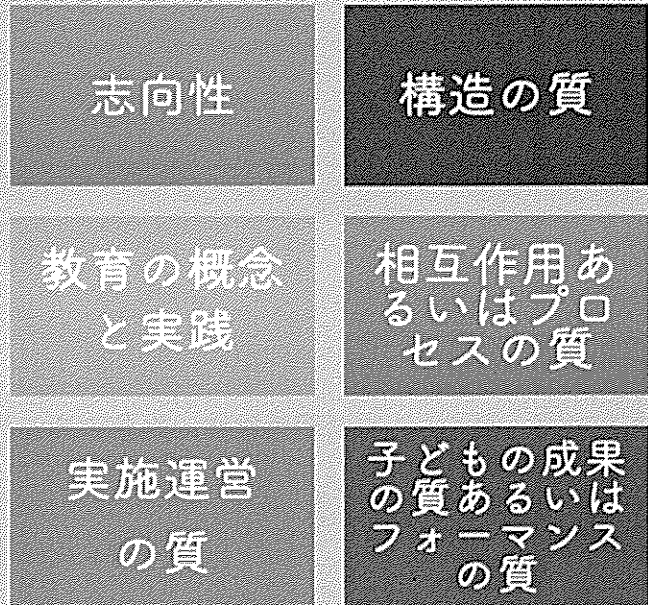
# 保育の質の議論の中核にあるもの

## — 保育の質の諸側面 —

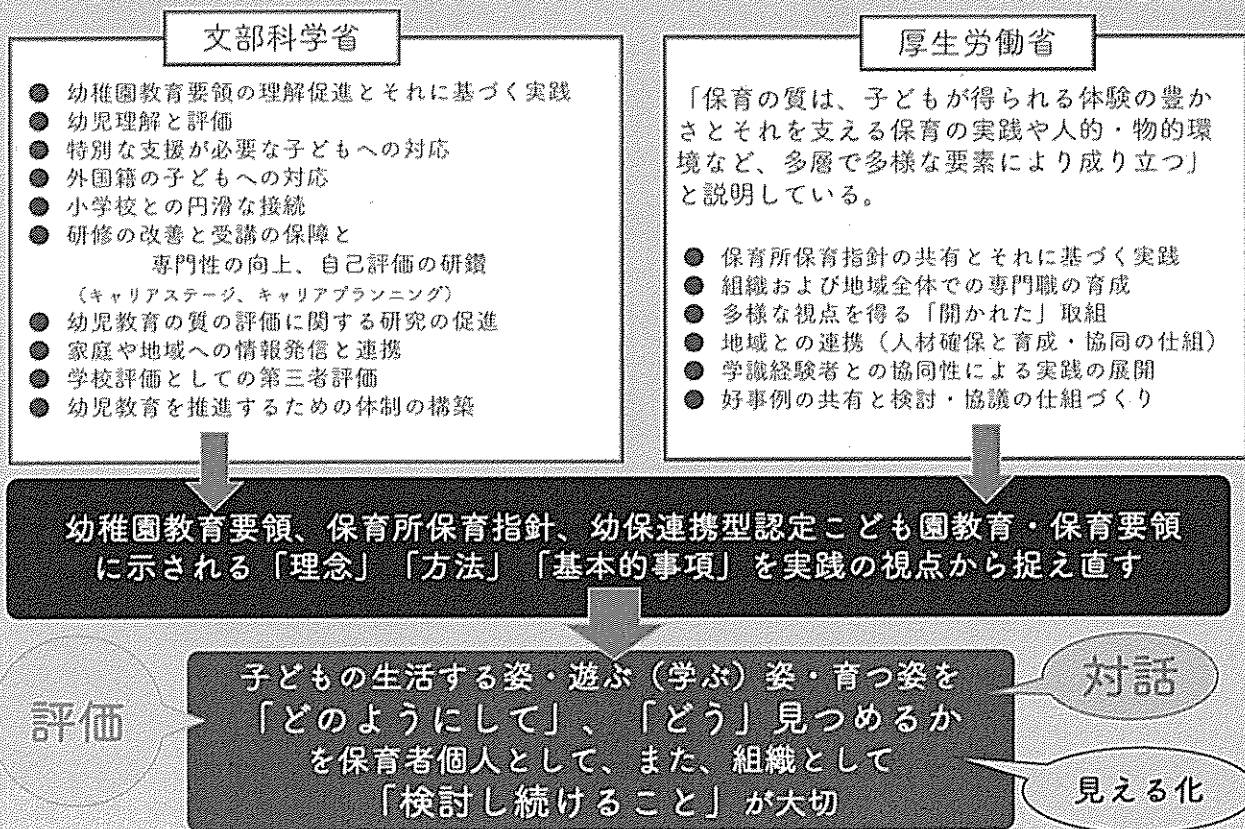
Starting Strong IV (OECD,2015)

子どもたちが心身ともに満たされ、より豊かに生きていくことを支える保育の場が準備する環境や経験のすべてである

(多面的で複合的なもの)



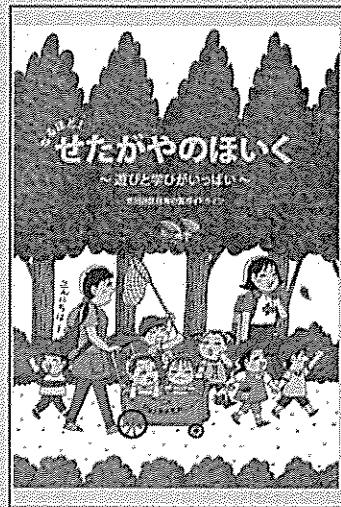
## 国が示す「保育の質の向上」への取組





# 世田谷区の新規園への保育の質の向上の取組

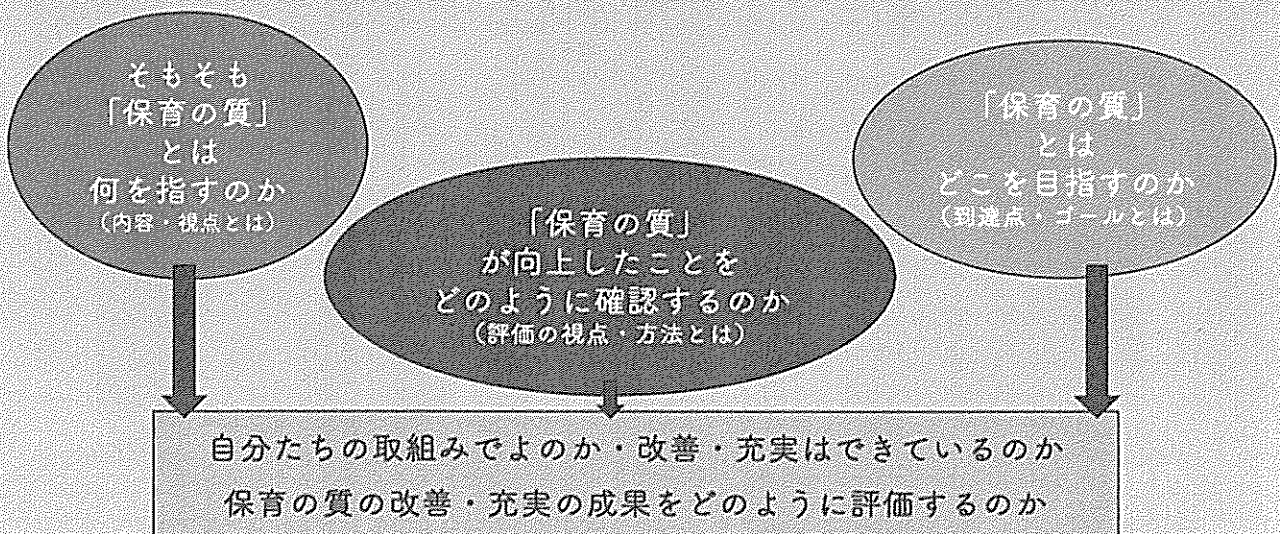
- 国が定める監査、指導、自己評価や第三者の他、急速に求められてきた保育施設の開設にあたっては、独自の審査方法、基準を設け、東京都への認可申請を行ってきた
- 認可が認められた新しい園の開設にあたっては、開設前支援プログラムを企画、運営し、区の子育ての現状や保育の方向性を共有すべく研修を実施している



- 開設後も審査員、区職員による確認、助言を行っていることも多い
- 独自の巡回支援の機会も設け、個別の園の課題に向き合っている
- 区主催、s諸団体との共催の研修会はもとより、保育者養成校との連携を図る、独自のフォーラムを試みている

# 各組織での保育の質の向上についての取組状況

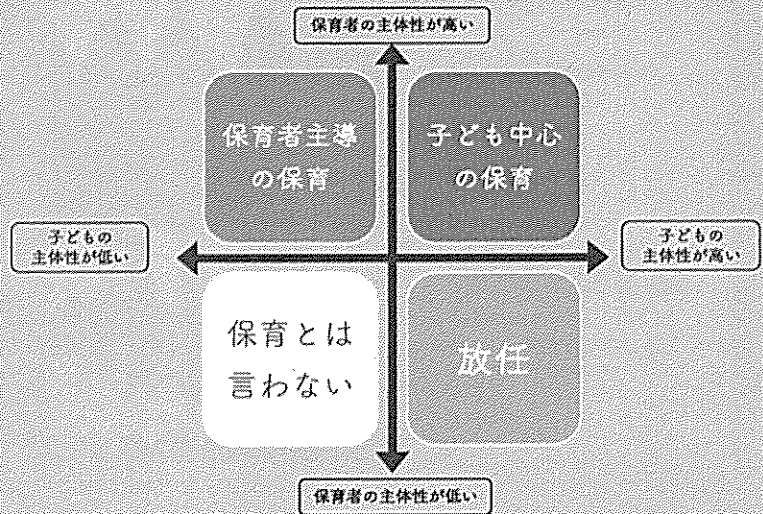
- ・ 保育の質の向上に取り組んではいるものの  
 一方で戸惑いも悩みも多いという  
 → 専門性と責任感ゆえの「揺らぎ」がある



# 保育の質の向上への「キーワード」 「キーセンテンス」が共通理解の必要性

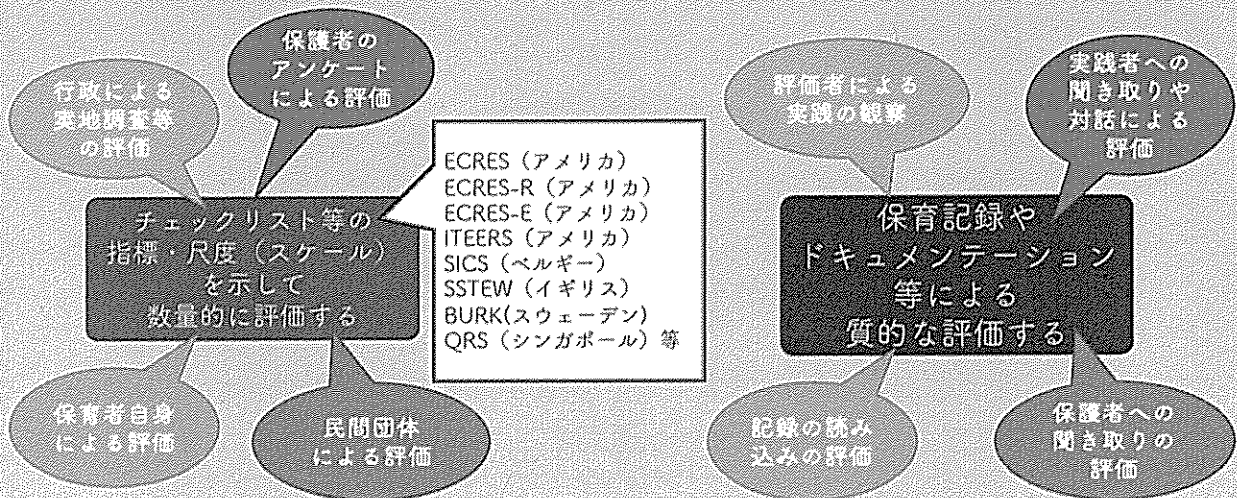
- 子どもの主体を育む
- 子ども中心の保育
- 保育者の主体性を大切にする
  - 日常、何気なく使っているが認識に差がある
  - 「保育の質」を考える際に再確認をする必要がある

- 子どもの主体はどのように育まれるのか？
  - ・ 「もの」「他者」との関わりの中で育つ
    - 適切な環境構成
  - ・ 子どもからの関わりに対しての「応答性」が大切
    - 安心感のある環境づくりとしての保育者の存在



## 保育の質の評価の議論がどのようになされるのか

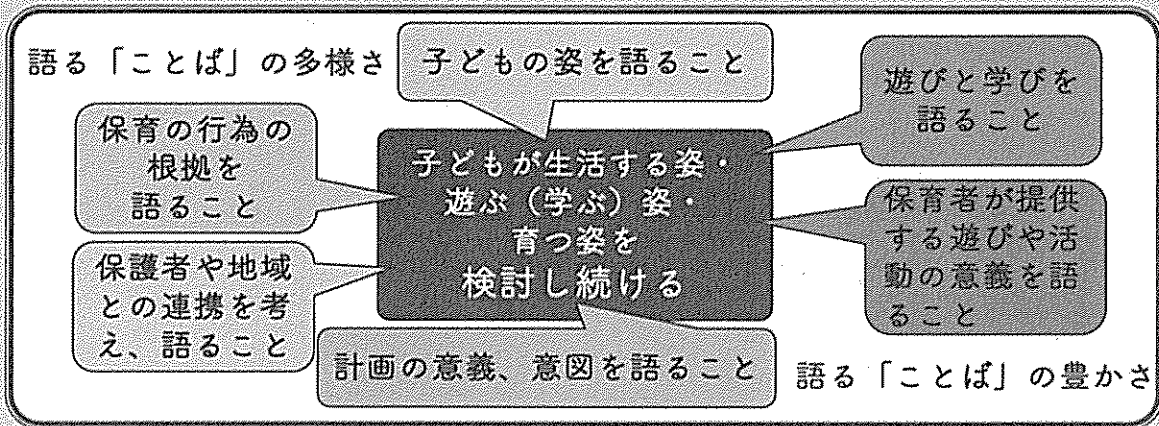
- ・ 諸外国での研究では、行政や第三者機関による認証評価はもとより、保育者個人や組織としての評価も重視し、その国の社会状況や文化、教育・保育事情に応じてさまざまな模索がなされている





## 保育の質の向上に向けた現場での取り組み

- 日常の打ち合わせや園内研修などの「対話」を通して「多様な（多角的）な視点を広げる」「語りの深化」を試み、改善・充実を図っている
- ドキュメンテーションなどの記録を通じた「保育の見える化」を試み、  
改善・充実に向けた取組を努めている



## 乳幼児期の教育・保育において 大切にしたいポイント、実践の視点(1)

保育現場にみる「保育の質」の問い直し観点(例1)  
<保育所保育指針：乳児保育>

### 子どもの育ちの姿

#### 【基本的事項】

乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。

諸感覚が育まれる環境構成とは

運動機能が育まれる環境構成とは

情緒的な絆の形成のためのかかわりとは

なぜ、応答的にかかわるのか

乳児保育における人権を大切にしたい関わりとは

### 保育の見つめ直しの具体的な観点

- ・最新の「赤ちゃん学」に基づく子ども親の援助がなされている  
(大人の都合・無意識な援助の問い直し)
- ・アタッチメント理論の正しい理解がなされている  
(アタッチメント=スキンシップからの脱却)
- ・子ども理解と遊びの援助のあり方の模索されている
- ・様々な感覚を育てる環境の構成されている
- ・自分で選び、遊びこめる環境構成、時間の保障がなされている
- ・一人ひとりの生活リズム、ペースを大切にした食事や睡眠、排泄の援助がなされている など

### 子どもの育ちに必要な経験

- ・子どもの気持ち、思い、意思の確認等の言葉がけとそれに応じた援助
- ・安心・安全を基盤にした探索行動の保障
- ・不安・恐れを受け止めと立ち直りのための援助
- ・個々への応答的な関わりの中での心の世界に近づこうとする理解と援助
- ・見る、聞く、触る、移動する等の行為行為のなかで感覚が育まれる環境がある
- ・手を伸ばしたくなり、自ら遊びだすことができる環境がある
- ・適切な空間や時間が保障され、じっくりと遊ぶ
- ・自分の気持ち、声が受け入れられ、「心地よく食べる・寝る」経験の保障
- ・衛生と清潔の必要性、体の変化を知る言葉がけや援助 など

## 乳幼児期の教育・保育において 大切にしたいポイント、実践の視点(2)

保育現場にみる「保育の質」の問い直し観点(例2)  
 <保育所保育指針：1歳以上3歳未満児の保育>

### 【基本的事項】

#### 子どもの育ちの姿

この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。

運動機能が育まれる環境構成とは

ことばで表現するためのかわりとは

生活の安定を図るためにどのようにするのか

暖かく見守るとはどのようなこと

自分で行うように、自分でしようとするには、どのように保育をするのか



### 保育の見つめ直しの具体的な観点

- ・ 保育者の温かい見守りの下、「自分でやりたい」が保障されている
- ・ 見守られ、安心して「じっくり遊び」ことの援助保障されている
- ・ 一人ひとりの育ち、生活のペースに応じた指導、みんな一緒に行う指導の良さが十分に検討されている
- ・ 学びの主体である存在として認められ、友だちとつながり、育ちあう援助がなされている
- ・ 園庭のない環境での体を育てる活動などが検討されている

### 子どもの育ちに必要な経験

- ・ 自分の思いや願いが受け止められ、「待つ」「応答する」かかわりがなされている
- ・ 一人ひとりの遊び気持ちが充足される適切な空間や時間がある
- ・ 繰り返して遊ぶこと、失敗すること、失敗から立ち直る援助がなされている
- ・ みんな一緒に排泄に行く、一緒に「いただきます」「ごちそうさま」という指導だけでなく、個々の育ちや気持ちが大切にされる援助がなされている
- ・ 友だちの様子から見て学ぶ、聞いて学ぶことが保障され、葛藤も含めさまざまな気持ちに気づき、それぞれのよさが尊重される
- ・ 園外での保育（公園利用や散歩）活動が豊かである

## 乳幼児期の教育・保育において 大切にしたいポイント、実践の視点（3）

保育現場にみる「保育の質」の問い直し観点（例3）  
 < 保育所保育指針：3歳以上児の保育 >

#### 【基本的事項】

この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。

#### 子どもの育ちの姿

幼児期に育みたい資質・能力を生活や遊びとどのようにつなぐのか

幼児期終わりまでに育ってほしい姿を生活や遊びとどのようにつなぐのか

幼児の生活、遊びを主体的な学び・対話的な学び・深い学びとどのように意味づけるか

幼児期の学びをいかにとらえ、どのように社会に発信するか

幼児期の学びを小学校との円滑な接続にどのように結ぶのか

	保育の見つめ直しの具体的な観点	子どもの育ちに必要な経験
室内での生活と遊び	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまなおもちゃ、素材、道具等が豊かにある環境が構成されている</li> <li>・子どもの遊びの経過に応じたさまざまな視点からの「環境の再構成」がある</li> <li>・保育教材や活動、遊びの意義、その中での「学び」の問い直しがなされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さまざまな「環境」「もの」に出会いながら直接的・具体的な経験のなかで学ぶ</li> <li>・必要な「もの」「友だち」「新しい遊び」に出会う経験がある</li> <li>・活動や遊びのねらい、教育的意義が常に問い直されている保育のなかで、対話的な学びが保障されている</li> </ul>
戸外での活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然物や自然現象、社会現象などとの出会いの意義が検討されている</li> <li>・園庭がない環境での体を育てる有意義な活動の確保がなされる</li> <li>・地域の公共施設、文化財、人に出会い、保育を協働する意義を見出そうとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気づきや不思議に思う気持ちが受け止められ、学びに向かう力が育まれる経験がある</li> <li>・新たな発見や知識を得ることを喜んだり、規則性や法則性があることの面白さに気づき、より深い学びが広がる</li> <li>・園庭に代わる公園での遊び経験の豊かさ、その場での遊び意義をとらえた豊かな運動経験ができる</li> <li>・さまざまな機会に恵まれ、地域の中でそだつ喜びを感じる</li> </ul>
その他の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者が提案する活動のバランスの確認、個々の参加のあり方と意義を考える</li> <li>・行事のための園生活から、生活の積み重ね、潤いとして園行事へ改善を重ねている</li> <li>・子ども同士の関わりの中で、一人ひとりが大切にされ、心地よく生活するための援助や指導がなされている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者が提案する遊びを楽しみ、その中で得た経験を主体的な遊びの中に取り入れて豊かな遊びを経験する。</li> <li>・自分たちの思い、願い、経験したことの積み重ねで、行事を作り、達成感を得る</li> <li>・心地よく生活する約束やルールに気付き、自分たちで考えたり、つくったりする</li> </ul>

## 保育の質向上のために、 今後求められること

- ・保育者個人の自覚の中での努力
- ・組織としての研究的な取組
- ・保育者個人の自覚を高める組織のバックアップ
- ・地域団体やネットワークを活用した開放性のある自主的な取組の模索
- ・上述した内容を支える自治体による仕組み（手がかり）づくりや牽引力の強化、円滑な取組へのバックアップ体制づくり



事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 1 5 日

子ども若者部子ども育成推進課長 山本 久美子  
保育部 保育課長 大澤 正文  
世田谷区教育委員会事務局教育政策部  
乳幼児教育・保育支援課長 本田 博昭

乳幼児教育・保育の「(仮称) 指針・基本方針」作成に向けたワークショップのご案内

## 1. 主旨

区では、現在、乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会を設置し、幼稚園教育要領等や幼児教育・保育推進ビジョンの内容を踏まえ、区内の各幼稚園・保育所等の個性を生かしながら、質の高い教育・保育を実践するために、共有すべき基本的方向性・スタンスや視点を示す指針の作成に取り組んでいるところです。

つきましては、指針を現場での実践に役立つ内容とするため、乳幼児期の教育・保育において「大切にしたいポイント」を現場の保育者の皆さんと一緒に考えるワークショップを開催します。

## 2. 概要

### (1) 開催時期・会場

① 第1回 令和3年6月12日(土) 10時～13時

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ(うめとぴあ) 区民活動支援会議室1

② 第2回 令和3年6月23日(水) 14時～17時

世田谷区立教育センター「ぎんが」

### (2) 対象者

公私立幼稚園・保育所等の園長、副園長、主任

### (3) 人数

25名程度(2回とも参加できる方)

### (4) テーマ

教育・保育の実践をとらえる「乳幼児期に大切にしたいポイント」とは

### (5) 内容

① 基調講演(第1回のみ) 講師: 白梅学園大学名誉教授 無藤 隆氏

② グループワーク

③ 発表

## 3. その他

(1) 今回のワークショップにご参加の園以外の園からもご意見をいただく機会を設けることを検討しています。

担当: 世田谷区教育委員会事務局

乳幼児教育・保育支援課 川野・深山

電話番号: 03-5432-2729

ファクシミリ番号: 03-5432-3028